

令和7年度 福島県立相馬総合高等学校 外国人生徒等に係る特別枠選抜 募集要項

福島県立相馬総合高等学校

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地

電話 (0244)36-6231

1 アドミッション・ポリシー

次のような生徒を求める。

- 基本的な生活習慣が身につけている生徒。
- 本校の特色を理解し、自己を成長させるために前向きに学ぶ生徒。
- 部活動やボランティア活動など、何事にも積極的に取り組む生徒。

2 募集定員

全日制の課程 総合学科 若干名

3 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 下記の①、②のいずれかの条件を満たす者

① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から令和7年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和7年2月1日現在、帰国後6年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

4 出願手続き

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 出願期間

令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和7年2月7日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(3) 出願場所

相馬総合高等学校 事務室

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書(様式統一4号の1により、県教育委員会において作成したもの)

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式共通1号)

ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

なお、提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 受験票用紙(様式統一4号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)

④ 入学検定料納付済証明書用紙(様式統一4号の3により県教育委員会において作成したものに、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ 「**3 出願資格**」の「(3)」の条件を満たすことを証明するための書類

◇外国人生徒 … 市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒 … 海外生活を証明する書類(在学期間明示のもの)

⑥ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書(様式特枠1号)

(2) 上記(1)以外の者は、本校に問い合わせること。

(3) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は

持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。

郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

7 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校において、受験番号を記入した受験票（様式統一4号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一4号の3）を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が外国人生徒等に係る特別枠選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込みの者

- ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式共通12号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を、直接、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

10 選 抜 方 法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、作文の結果、面接の結果及び基礎学力検査の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

点数化しないが、内容を精査する。（「特別活動等の記録」及び「調書・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等についても点数化しないが、内容を精査する。）

本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替する。

(2) 作文

600字以内の日本語による作文を実施する。時間は50分とする。作文については段階評価する。

(3) 面接

日本語による個人面接を実施する。面接については段階評価する。

(4) 基礎学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、検査時間はそれぞれ50分とする。各教科の満点を50点とし、合計150点満点とする。

国語、数学、英語

11 基礎学力検査、作文、面接の日時、日程、会場及び持参物等

(1) 期日

令和7年3月5日(水) 受付時間：午前8時～午前8時30分

受付場所：相馬総合高等学校 昇降口

(2) 日程

8:00 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|
| 受付 | 連絡 | 国語 | 休 | 数学 | 休 | 英語 | 昼食 | 作文 | 休 | 面接 |
|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|

(30分) (30分) (50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分)

* 面接終了後、下校とする。

(3) 会場

相馬総合高等学校

(4) 持参物

受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

12 追検査等の実施

(1) 追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査等受験の手続き

① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式共通14号）を令和7年3月7日（金）午後4時まで在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式共通15号）を交付する。

(3) 日時、日程、会場及び持参物等

① 期日

令和7年3月11日（火） 受付時間：午前8時～午前8時30分

受付場所：相馬総合高等学校 正面玄関

② 日程

8:00 8:30 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|
| 受付 | 連絡 | 国語 | 休 | 数学 | 休 | 英語 | 昼食 | 作文 | 休 | 面接 |
|----|----|----|---|----|---|----|----|----|---|----|

(30分) (30分) (50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分)

* 面接終了後、下校とする。

③ 会場

相馬総合高等学校

④ 持参物

受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

13 合格者発表

(1) 令和7年3月14日（金）正午以降に相馬総合高等学校で発表する。

- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格者発表後に、受験票と引き換えに合格通知書（様式共通5号）を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

14 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、検査等の一部が未完了となった者も含む。

- ① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式共通16号）を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式共通17号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「**12 追検査等の実施**」の「(2)」に示した通りとする。追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

- (2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者についての取扱い

外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

- (3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (4) 本要項に記載されていないことについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」で確認の上、本校に問い合わせること。